

# 農業者年金制度の ポイント

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、**国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）で、年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入することができます。**

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額20,000円から

67,000円までの間で、千円単位で加入者が自由を選択し、いつでも変更できます。

また、**支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利**となっています。

「特例保険料」は、政策支援（下記表参照・国庫補助）を受ける場合の保険料です。

- 次世代を担う若い**農業後継者等**に手厚い政策支援を行っています。

※政策支援を受けるには、年金納付期間が20年以上見込まれること及び農業所得が900万円以下である必要があります。政策支援による保険料の月額は国庫補助額を含めて20,000円となります。

【表】

区分	補助対象者	国庫補助額（ ）は自己負担分	
		35歳未満	35歳以上
①	認定農業者で青色申告者	10,000円 (10,000円)	6,000円 (14,000円)
②	認定就農者で青色申告者		
③	①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者（経営主が農業者年金に加入していなくてもかまいません）		
④	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (14,000円)	6,000円 (14,000円)
⑤	35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に①の者になることを約束した者		-

## ○新規加入者の声



竹田 可輝さん（末吉町南之郷）

竹田さんは、和牛の生産をされており、現在就農して13年になるそうです。農業者年金には令和2年2月に加入されました。加入については、若いときに加入したほうが無理なく積立ができ、生活設計も計画しやすいとのことでした。将来は、牛舎の増築・母牛の増頭など規模拡大をしたいと熱く語ってくれました。

## ○農業者年金受給者の声



安楽保治・一美さんご夫妻（末吉町南之郷）

ご夫妻は令和2年7月から農業者年金を受給されました。現在も、肉用牛の生産から肥育までを家族で経営されています。年金を受給し始めて、楽しみが増えて、大事に使わせていただいております。農業者年金に加入してよかったと素敵な笑顔でお答えいただきました。